

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等にかかる 県の取組について

令和2年10月30日

滋賀県総合企画部人権施策推進課

「新型コロナウイルス感染症対策にかかる
振り返りと今後の方向性」(R2年9月公表)より
【4-(8)人権への配慮】

4-(8) 人権への配慮

【取組】

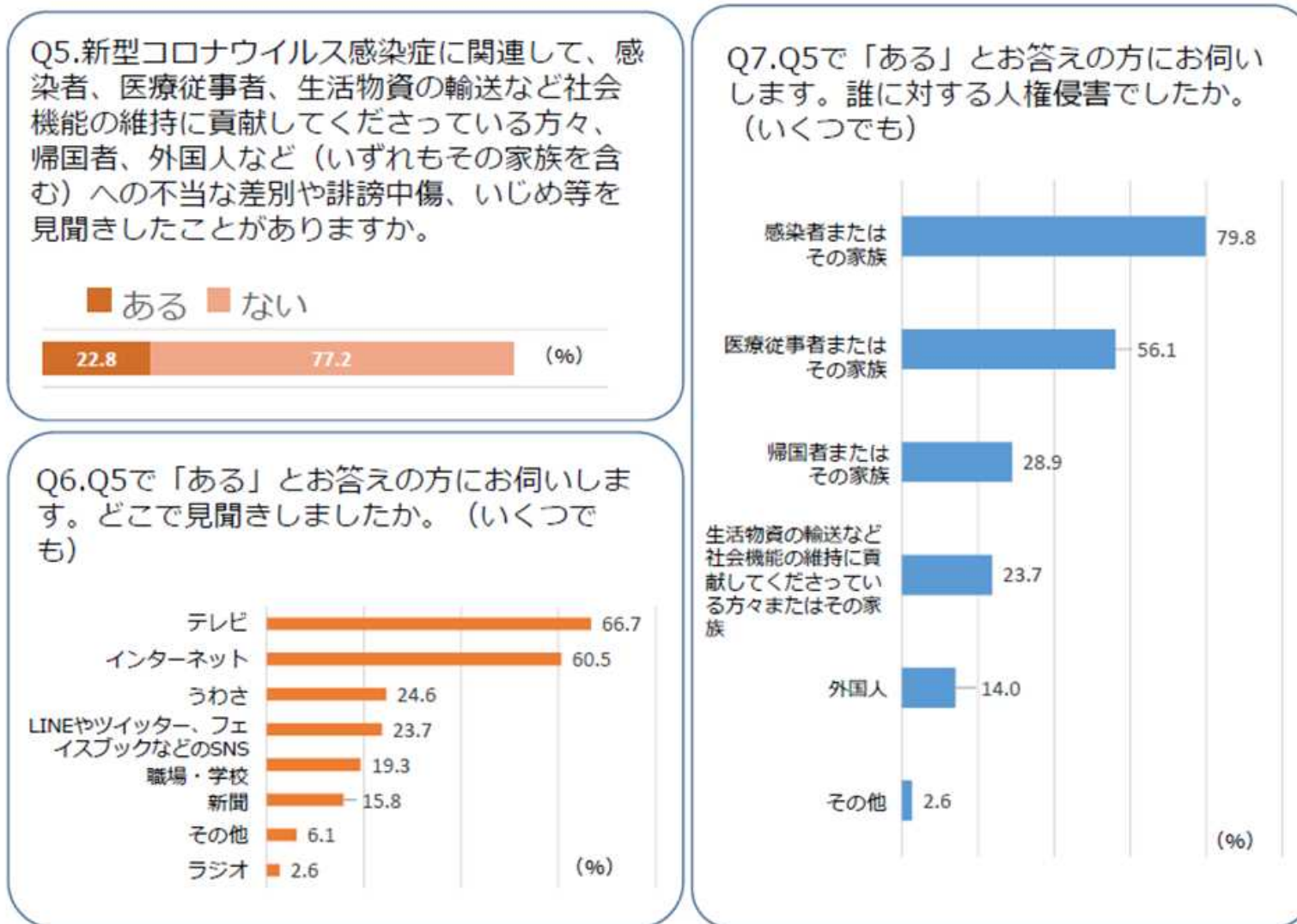
- 感染者や医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々、帰国者、外国人等（いずれもその家族を含む）に対する人権侵害の状況を踏まえて人権啓発を実施した。
 - ▶ 滋賀県ホームページに新型コロナウイルス感染症に関連した人権啓発記事（「じんけん通信」5月号および6月号）を配信し、あわせて人権相談窓口の案内を掲載。
 - ▶ 県広報誌「滋賀プラスワン5・6月号」のテーマ「新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします。」の中に「人権への配慮」について記載。
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症に関連する県民の実態を調査するために緊急WEBアンケートを実施（対象500人、5月18日～20日）。
 - ▶ YouTube動画において、医療従事者への人権侵害防止啓発広告を掲載（15万回、5月29日～6月12日）、「STOP！コロナ差別」知事メッセージ動画を配信。
 - ▶ テレビ滋賀プラスワン（5月31日放送）のテーマ「こんな時こそ思いやりを持って、冷静な行動を」コロナに負けるな！において、人権への配慮について県民の皆さんに呼びかけ。
 - ▶ びわ湖放送（30回）、FM滋賀（30回）で人権侵害防止啓発広告を配信（6月1日～15日）。

※上記のほか、県広報誌「滋賀プラスワン9・10月号」において、「今こそ、思いやりの心を」として、新型コロナウイルス感染症による人権侵害の防止を呼び掛ける特集記事を掲載。

【結果】

- 本感染症に対する誤解や偏見に基づく誹謗・中傷等などの人権侵害の防止に向けて、「緊急WEBアンケート」の実施結果等を参考にしつつ、さまざまな手段・媒体を通じて取組を進めた結果、幅広い層の県民に対して適時・適切な啓発を行うことが出来た。

※緊急WEBアンケート結果(抜粋)



【県民等の声】

- 「誹謗中傷などのいじめにつながるような風潮をなくす」、「感染者が出た病院の医療従事者の家族である園児・学童の受け入れ拒否が起こらないようにする」、「感染者を非難する人にも“明日は我が身”と感じてもらう」、これらにつながるような啓発を行ってはどうか、という意見・提案があった。
- 「医療、保育、流通、ごみ処理など様々な必須労働に従事する“エッセンシャルワーカー”と呼ばれている方々の活動はむしろ称賛されるべきであり、これらの方に対する感謝や支援が寄せられていることも啓発(情報発信)していく必要があるのではないか？」との意見もあった。

【課題】

<人権啓発等の実施にあたって>

- 人権侵害の発生状況(対象、内容等)に合わせた、適時・適切な啓発内容・方法とするとともに、幅広い層の県民に行き届く啓発を今後も実施していく必要がある。
- 本感染症に対する誤解や偏見に基づく誹謗・中傷、風評被害等は未だに後を絶たないことから、相談窓口を拡充するとともに、今後も粘り強く繰り返し啓発を続けていく必要がある。

<感染者情報の公表にあたって>

- 感染者やその家族に対する風評被害は大きく、差別や偏見の被害事例が生じている。県が行う感染状況等の公表において十分な配慮が必要である。

<こころのケア>

- 早い段階で、感染者やその家族、医療従事者へのこころのケアの体制を取ることができたものの、より相談しやすいものとなるよう工夫するとともに、対象範囲の拡大を検討する必要がある。

【今後の方向性】

- 感染者や医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々、海外からの帰国者、外国人等(いずれもその家族を含む)に対する偏見や差別は、あってはならないことであることから、次の対応を進める。

<人権啓発等の実施にあたって>

- 県庁内に新型コロナウイルス感染症関係の人権侵害対応チームを設置し、庁内連携体制の強化を図る。
- 公益財団法人滋賀県人権センターと協力して同センターに「新型コロナ人権相談ほっとライン」を開設し、相談体制の充実・強化を図る。
- 人権侵害に係る相談に対しては、相談者の思いに寄り添いつつ、内容に応じて、必要な措置を取ることのできる国等の窓口につなげるなど、関係機関と連携していく。
- 医療従事者や保育者等に寄せられる感謝の声を発信することなども含めて、県民一人ひとりが他者を尊重し、互いに助け合う意識の醸成・高揚につながる効果的な啓発を行う。
- 人権侵害の発生状況や緊急WEBアンケートの結果等を踏まえ、様々な媒体を使って、適時・適切かつ幅広い層の県民に行き届く啓発を引き続き実施する。

<感染者情報の公表にあたって>

- 新たな感染者が確認された場合、感染症法の規定に基づき、県は感染の拡大を防ぐために情報の公表を行うが、当該情報の公表にあたっては、感染者やその家族などに対して差別や偏見が生じないように、十分に配慮する。

<正しい認識の周知と社会全体で支える意識づくり>

- 新型コロナウイルス感染症に対する正しい認識を周知するとともに、感染者や医療従事者等を社会全体で支えていく意識づくりが必要であり、啓発活動等に取り組む。

<こころのケア>

- こころのケアチームに対するニーズの把握とこころのケアに係る好事例の収集を図るとともに、クラスターが発生した施設の職員等へも対象範囲の拡大を図る。

新型コロナウイルス感染症に関する
人権侵害等への新たな取組について(R2.9.1～)

- 公益財団法人滋賀県人権センターと協力し、令和2年9月1日より新型コロナウイルス感染症による人権侵害の専門相談窓口として、「新型コロナ人権相談ほっとライン」を開設。
また、県庁内に人権侵害対応チームを設置し、人権侵害への対応にあたるとともに、人権侵害事例をもとに各種啓発を行う。

1. 「新型コロナ人権相談ほっとライン」

対象：新型コロナウイルス感染症を原因とした人権侵害を受けた方
相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター
相談方法：電話、面談、インターネット（メール） ※面談は事前予約が必要
相談先：077-523-7700



新型コロナ人権相談ほっとライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。
ひとりでかかえないでお電話ください（相談無料、通話料有料）。

受付日時：月・火・水・金（祝日・年末年始等を除く） 10時～12時、13時～16時
相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター
インターネット受付：<https://www.shigajinken.or.jp/coronasoudan-guide.html>

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。
※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています（予約必要）。
※相談で得た個人情報をもとに目的外に使用することはありません。

通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね
公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号
相談日（電話・面接相談）：月・火・水・金（祝日・年末年始等を除く）10時～12時、13時～16時
※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています（予約必要）



2. 新型コロナ人権侵害対応チームの設置

業務内容: ①県各機関への新型コロナウイルス感染症関連人権侵害相談情報の集約強化

②相談を受けた人権侵害への対応

設置先: 滋賀県総合企画部人権施策推進課内

3. 新型コロナ人権侵害防止啓発の展開

内容: ①人権侵害の実例をもとに、効果的な人権啓発事業の実施

②県内市町への情報提供

【参考】新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害対応について

